

賃 貸 借 契 約 書 (案)

長野県教育委員会教育長 内堀 繁利(以下「賃借人」という。)と〇〇〇〇(以下「賃貸人」という。)は、賃貸人が責任をもって、〇〇〇〇(以下「供給人」という。)をして物品を賃貸させることについて、次の条項により、物品の賃貸借契約を締結する。

(総則)

第1条 賃借人、賃貸人及び供給人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 賃貸人及び供給人は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(貸借物品)

第2条 貸借物品の品名、規格及び数量は、次のとおりとする。

- (1) 品名 県立学校情報通信ネットワークシステム用パーソナルコンピュータ(北信地区)
- (2) 規格 別紙仕様書のとおり
- (3) 数量 別紙仕様書のとおり

(貸借期間等)

第3条 貸借物品の貸借期間、設置期限及び設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 貸借期間 令和5年2月1日から令和10年1月31日まで
- (2) 設置期限 令和5年1月31日
- (3) 設置場所 別紙仕様書のとおり

(賃貸借料)

第4条 賃貸借料は、月額〇〇〇〇円とする。

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円)

(契約保証金)

第5条 賃貸人は、契約保証金〇〇〇〇円をこの契約の締結と同時に賃借人に支払うものとする。

2 賃借人は、貸借期間が満了したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

○契約保証金の納付を免除する場合

第5条 契約保証金は、〇〇〇〇円とし、財務規則第143条第〇号の規定によりその納付は免除する。ただし、賃貸人が契約を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

(引渡し及び検査)

第6条 賃貸人は、第3条に規定する設置期限及び設置場所に自らの負担で搬入し、使用できる状態にするものとする。

2 賃借人は、貸借物品の引渡しを受けるときは、賃貸人の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

3 賃貸人は、前項の規定による検査の結果不合格となった貸借物品について、賃借人の指定する日までに代品を引渡し、再度検査を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査に直接要する費用は、賃貸人の負担とする。

(賃借人の義務)

第7条 賃借人は、賃貸人の承認を得ないで、貸借物品を第三者に貸し付けてはならないものとする。

2 賃借人は、貸借物品を善良な管理者の注意をもって維持保存するものとする。

3 賃借人は、貸借物品の全部又は一部が滅失又はき損した場合は、直ちにその状況を賃貸人に通知するものとする。

(賃貸借料の支払)

第8条 賃借人は、毎年4月及び10月に貸借期間における前6か月分までの賃貸借料について賃貸人から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に賃貸借料を支払うものとする。ただし、賃貸人は、令和9年10月から令和10年1月までの賃貸借料については令和10年2月に請求するものとする。

(設置場所の変更)

第9条 賃借人は、第3条に規定する設置場所を変更することができる。

2 前項の規定による設置場所の変更は、賃借人と賃貸人が協議した上で行うものとする。

3 賃借人は、前2項の規定により設置場所の変更を行った場合は、速やかに賃貸人及び供給人に通知するものとする。

(返還等)

第10条 供給人は、貸借物品の返還を受ける場合は、賃借人の立ち会いの上でその検査を行うものとする。

2 供給人は、貸借物品の返還に当たりハードディスクドライブ等内のデータを復旧できないよう消去し、データの消去の実施に係る証明書又は報告書を賃借人に提出するものとする。

3 第1項の規定による返還及び検査並びに前項の規定によるデータの消去及び証明書又は報告書の提出に要する費用は、供給人の負担とする。

(貸借物品の滅失等)

第11条 賃借人は、貸借物品がその責に帰することができない事由により滅失又はき損したときは、賃貸借料の減額又は契約の解除を請求することができるものとする。

(契約不適合責任)

第12条 賃貸人は、貸借物品の引渡し後に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、賃借人の指定する日までに、自らの負担において当該貸借物品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡又は承継)

第13条 賃貸人及び供給人は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、賃借人が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(保守)

第14条 賃貸人は、賃借人が貸借物品を常に完全な状態で使用することができるよう保守を行う責任を負うものとする。この場合において、保守の窓口は、ハードウェア及びソフトウェアについて一本化するものとする。

2 保守は、原則として、貸借物品の設置場所を訪問して修理し、又は取替えることにより行うものとする。

(保険及び損害賠償)

第15条 貸借人は、貸借物品について自らの負担により動産総合保険を付するものとする。

2 貸借人及び供給人は、貸借人の責に帰すべき事由により貸借物品に損害を生じた場合は、貸借人に損害賠償を請求することができる。この場合において、貸借人は、動産総合保険により補填された額の範囲内においてその責任を免れるものとする。

3 前項の損害賠償の額は、貸借人及び供給人と貸借人が協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

第16条 貸借人及び供給人は、貸借物品等から知り得た貸借人の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 貸借人及び供給人は、業務の処理に当たっては、データの紛失、汚損、複写、複製、改ざん等をし、又は貸借人の指示目的以外の使用若しくは第三者への提供をしてはならない。

3 貸借人及び供給人は、前2項の規定に違反して貸借人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除)

第17条 貸借人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 貸借人及び供給人が第3条に規定する設置期限までに貸借物品を引渡ししないとき又は引渡しすることができないと明らかに認められるとき。

(2) 貸借人及び供給人が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から貸借人が受けたとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、貸借人及び供給人がこの契約に違反したとき。ただし、その違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第18条 貸借人は、貸借人及び供給人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、貸借人及び供給人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 貸借人及び供給人（貸借人及び供給人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(歳出予算に計上されない場合の解除)

第19条 貸借人は、貸借人の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

2 貸借人及び供給人は、前項の規定により契約が解除された場合において、貸借人及び供給人に損害が生じたときは、貸借人に損害賠償を請求することができる。

3 前項の損害賠償の額は、第4条の月額貸借料に第3条に規定する貸借期間の満了日までの残余月数を乗じて得た金額とする。

(債務不履行の損害賠償)

第20条 賃貸人は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する設置期限までに賃借物品を引渡すことができないときは、当該期限の翌日から引き渡した日までの日数に応じ、賃貸借料年額に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を賃借人に支払わなければならない。

2 賃借人は、その責に帰すべき事由により、賃借物品を滅失又はき損したときは、代品を返還し、又は修理その他原状回復に必要な費用を供給人に支払わなければならない。

3 賃借人は、その責に帰すべき事由により、第8条に規定する期限までに賃貸借料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、賃貸借料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を供給人に支払わなければならない。

4 賃貸人は、第12条の場合において、賃借人に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として賃借人に支払わなければならない。

5 賃貸人及び供給人は、第17条又は第18条の規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として賃借人に支払わなければならない。

6 前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、賃借人は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

7 賃貸人は、第1項又は第5項の場合において、賃借人の受けた損害がこれらの規定に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても賃借人に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第21条 賃貸人及び供給人は、第18条各号のいずれかに該当するときは、賃借人が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するものであるとき、その他賃借人が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、賃借人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第22条 賃貸人及び供給人は、この契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく賃借人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、賃借人と賃貸人及び供給人が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、賃借人、賃貸人及び供給人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

(3者用)

賃借人 住 所 長野県長野市大字南長野字幅下692番地2
職・氏名 長野県教育委員会教育長 内堀 繁利 印

賃貸人 住 所
法 人 名
代表者職・氏名 印

供給人 住 所
法 人 名
代表者職・氏名 印